

消費者安全法第47条第2項の規定に基づく調査権限の都道府県及び市長村への委任状況
(平成31年4月1日現在)

自治体名		委任状況		
		生命・身体事案	財産事案	
都道府県	北海道	○	○	
	青森県	○	○	
	岩手県	○	○	
	宮城県	○	○	
	秋田県	○	○	
	山形県	○	○	
	福島県	○	○	
	茨城県	○	○	
	栃木県	○	○	
	群馬県	○	○	
	埼玉県	○	○	
	千葉県	○	○	
	東京都	○	○	
	神奈川県	○	○	
	新潟県	○	○	
	富山県	○	○	
	石川県	○	○	
	福井県	○	○	
	山梨県	○	○	
	長野県	○	○	
	岐阜県	○	○	
	静岡県	○	○	
	愛知県	○	○	
	三重県	○	○	
	滋賀県	○	○	
	京都府	○	○	
	大阪府	○	○	
	兵庫県	○	○	
	奈良県	○	○	
	和歌山県	○	○	
	鳥取県	○	○	
	島根県	○	○	
	岡山県	○	○	
	広島県			
	山口県	○	○	
	徳島県	○	○	
	香川県	○	○	
	愛媛県	○	○	
	高知県	○	○	
	福岡県	○	○	
	佐賀県	○	○	
	長崎県	○	○	
	熊本県	○	○	
	大分県	○	○	
	宮崎県	○	○	
	鹿児島県	○	○	
沖縄県	○	○		
小計	46	46		
消費生活センターを置く市町村	政令指定都市	札幌市	○	○
		仙台市	○	○
		さいたま市		
		千葉市		○
		横浜市	○	○
		川崎市	○	○
		相模原市	○	○
		新潟市	○	○
		静岡市	○	○
		浜松市		
		名古屋市	○	○
		京都市	○	○
		大阪市	○	○
		堺市	○	○
		神戸市	○	○
		岡山市	○	○
		広島市		
		北九州市	○	○
		福岡市	○	○
	熊本市	○	○	
小計	16	17		
上記以外	岡崎市	○	○	
小計	1	1		
合計	63	64		